

令和４年度 テレワーク・副業×地域ミッション事業
業務委託仕様書（企画提案用）

1 委託業務名

令和４年度 テレワーク・副業×地域ミッション事業業務委託

2 委託業務の目的

埼玉県的人口は、県全体では増加しているものの、圏央道以北の地域では人口減少が進み、地域の担い手不足が課題となっている市町村が多い。

一方、テレワーク勤務やテレワークを活用した副業という新しい働き方の普及は、東京に隣接し、自然豊かな本県への移住促進にとって追い風となっている。また都内から日帰りで訪れることのできる本県では、その強みを生かして、関係人口を呼び込み、地域の担い手として確保できる可能性が広がっている。

そこで、都内企業の社員等が、県内でテレワーク等を行いながら、市町村と連携した地域貢献の取組に参画する「テレワーク・副業×地域ミッション事業」を実施するとともに、事業内容を広報しテレワークに適した本県の魅力等をPRする。

また、市町村と企業をマッチングする交流会を開催する。

これら一連の事業展開により、本県への移住と、企業等を単位とした関係人口の創出が促進されることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和５年３月１５日まで

4 委託内容

都内企業等の社員や都内在住等のフリーランスの個人事業者が、県内でテレワークや副業を行いながら、市町村と連携した地域貢献の取組に参画する「テレワーク・副業×地域ミッション事業」を実施する。この事業は、次年度以降、市町村が企業と連携した地域振興事業を独自に継続するための契機となることを目的とする。

また、「テレワーク・副業×地域ミッション事業」の内容を広報することで、テレワークに適した本県の魅力等をPRする。これにより「テレワーク・副業するなら埼玉」、「CSRするなら埼玉」というイメージの定着を目的とする。

また、市町村と企業をマッチングする交流会を開催する。この交流会は、市町村が企業と連携して地域振興事業を行うための相手先を確保する機会を提供すること及び先進事例の紹介や当事業の事業報告によって企業と連携した関係人口創出の取組が県内市町村において横展開されることを目的とする。

委託内容の全体像は別添の「テレワーク・副業×地域ミッション事業イメージ」を参照すること。

なお、受託者は下記に掲げる各業務を実施するに当たり、本事業の目的を十分理解した上で進捗管理を行い、業務全般に統一感及び連動性を持たせること。

また、委託者と綿密に連絡調整を行いながら業務を実施するとともに、業務に支障が出ないよう必要な人員を配置すること。

具体的には、業務委託契約締結後速やかに事業実施計画書等を作成し、業務受託期間中は月次の進捗報告会議等を開催し、委託者に対して事業実施報告書により事業の進捗報告を行うこととする。

なお、事業実施計画書等に記載された業務が遅延する場合には、委託者との協議に基づき当該計画書等を修正し、遅延の理由や業務の改善内容等を記載した書面と共に提出・説明の上、委託者の承認を得ること。

(1) 委託項目

- ア テレワーク・副業×地域ミッション事業に参加する企業及びフリーランスの提案
- イ テレワーク・副業×地域ミッション事業の企画及び事業実施
- ウ テレワーク・副業×地域ミッション事業の広報
- エ マッチング交流会の開催

(2) 企画提案に当たっての共通要件

上記(1)アからエの項目を提案するに当たっては、下記の要件を満たすこと。

- ア 本委託業務の目的と内容を十分理解した上で、業務全般に統一感及び連動性を持たせること。
- イ 本県への移住相談窓口「住むなら埼玉移住サポートセンター」の運営や、移住促進プロモーションを展開する「住むなら埼玉移住総合支援事業」と連動を図ったものとする。
- ウ 必ずアンケートなどのフォローアップを実施すること。
- エ 広報の効果として、ランディングページの閲覧者数、SNSのフォロワー数の増加、移住相談件数の増加、最終的には埼玉への移住に結びつくよう工夫を行うこと。
- オ 企画提案に当たっては、実施するそれぞれの企画の目的及び期待する効果について、数値等を用いるなど具体的に説明を行うこと。

(3) テレワーク・副業×地域ミッション事業に参加する企業及びフリーランスの提案

ア 目的

テレワーク・副業×地域ミッション事業が効果的に実施できるように、当事業に参加するのにふさわしい企業及びフリーランスを提案する。

イ 企画提案に当たっての要件

(2)に掲げる共通要件のほか下記の要件を満たすこと。

(ア) 提案内容

企画提案では、地域貢献やCSRの意欲が高く、参加の可能性が高い候補と

なる企業等を提示し、その企業等へのアプローチ手法等を提案すること。また、フリーランスの募集方法を提案すること。

なお、事業実施に当たっては、県が決定した対象市町村とその市町村が実施を希望する地域ミッション事業への参加がふさわしい企業等を、県と市町村及び企業との協議の上、決定するものとする。

(イ) 必須要件

- ・企業は原則として東京都・千葉県・神奈川県に本社を置く企業とする。
また、フリーランスは原則として、東京都・千葉県・神奈川県在住の個人事業者とする。
- ・企業及びフリーランスの提案数は、企業2社、フリーランス1組程度とする。
- ・地域貢献やCSR（企業の社会的責任）に意欲が高い企業とすること。
- ・同事業に参加したことを企業自らが積極的に広報する意思のある企業とすること。
- ・提案する企業には、当事業の趣旨や制度を説明し、事業への参加の同意を得た上で提案すること。

(ウ) 留意事項

- ・事業実施に当たっては、提案する企業には、当事業の趣旨や制度を説明し、事業への参加の同意を得た上で提案すること。

(4) テレワーク・副業×地域ミッション事業の企画及び事業実施

ア 目的

都内企業等の社員や都内在住等のフリーランスの個人事業者が、県内でテレワークや副業を行いながら、市町村と連携した地域貢献の取組に参画する「テレワーク・副業×地域ミッション事業」を実施する。この事業は、次年度以降、市町村が企業と連携した地域振興事業を独自に継続するための契機となることを目的とする。

イ 企画提案に当たっての要件

(2) に掲げる共通要件のほか下記の要件を満たすこと。

(ア) 提案内容

企画提案では、地域ミッション3事業を想定し企画書を提示すること。企画は事業が的確かつ効果的に運営されるよう工夫したものとする。

(イ) 必須要件

- ・事業は、原則として、県が指定する3市町村で実施すること。
- ・1市町村に参加する企業の数・社員等の人数は1社・3名を標準とするが、相乗効果が見込まれる場合は、複数企業及び4名以上の参加も可能とする。

- ・ 1市町村に滞在する期間は1名あたり10日間を標準とする。1市町村に4名以上の参加を見込む場合は、全参加者ののべ参加期間は30日間を標準とする。
- ・ 社員等は滞在期間中、市町村内の宿泊施設（移住お試し住宅やホテル、民泊施設など）に滞在し、企業から業務の一環として地域活動に参加することを許可された勤務時間や、業務時間外、休日等に市町村が提案した地域ミッション活動に参画する。社員等が地域ミッションに参画する回数は10日間で6回程度とする。
- ・ 社員等が地域ミッションに参画する際には、必要に応じ受託者の担当者も立ち会うこと。
- ・ 社員等は地域ミッション活動に参加していない勤務時間は、テレワークにより本来業務に従事するほか、必要に応じて数日程度、企業に出社することができる。
- ・ 県、参加市町村、参加企業等と協議の上、テレワーク・副業×地域ミッション事業の企画及び事業の実施を行うこと。
- ・ 地域ミッションの内容、スケジュール、滞在する際の宿泊場所、テレワークをする場所等を明記した企画書を作成し、事業実施前に県及び市町村と企業の同意を得ること。
- ・ 事業は前述の企画書に基づき実施すること。
- ・ 社員等の滞在中の宿泊費、テレワークに実施にかかる経費（コワーキングスペース借り上げ料等）、地域ミッションに係る事務費（消耗品費、会議室借り上げ料）を負担すること。
- ・ 事業実施に当たって、参加者のけがや器物等の破損に係るイベント保険に加入すること。

（ウ）留意事項

- ・ 事業実施に当たっては、業務委託契約締結後速やかに事業実施計画書等を作成し、業務受託期間中は月次の進捗報告会議等を開催し、委託者に対して事業実施報告書により事業の進捗報告を行うこと。また、受託者は実施期間中責任を持って適切な運用管理を行うこと。
- ・ 提案内容の企画及び実施、実施後のフォローに要する費用は全て受託者が負担するとともに、受託者が責任を持って事業を実施すること。
- ・ 実施に当たっては、委託者と事前に調整及び協議をしながら進めること。

（５）テレワーク・副業×地域ミッション事業の広報

ア 目的

「テレワーク・副業×地域ミッション事業」の内容を広報することで、テレワークに適した本県の魅力等をPRする。これにより「テレワーク・副業するなら埼玉」、「CSRするなら埼玉」というイメージの定着を目的とする。

イ 企画提案に当たっての要件

（２）に掲げる共通要件のほか下記の要件を満たすこと。

(ア) 提案内容

- ・テレワーク・副業×地域ミッション事業の内容及び「テレワーク・副業するなら埼玉」「CSRするなら埼玉」というイメージを広報する事業を提案すること。

(イ) 必須要件

- ・広報にあたっては、ウェブ記事、県ホームページの移住サイト「住むなら埼玉移住情報」内のランディングページ、SNS、ウェブ広告等を活用すること。
- ・ランディングページの作成・運用、SNS を活用した広報、ウェブ広告は必須とし、効果的な広報の手法、広報のターゲットとする層、ランディングページや SNS の更新頻度、目標とするフォロワー数及びそのための取組、ウェブ広告の実施回数や手法、広報スケジュール等を提案すること。

(ウ) 留意事項

- ・事業実施に当たっては、業務委託契約締結後速やかに事業実施計画書等を作成し、業務受託期間中は月次の進捗報告会議等を開催し、委託者に対して事業実施報告書により事業の進捗報告を行うこと。また、受託者は実施期間中責任を持って適切な運用管理を行うこと。
- ・提案内容の企画及び実施、実施後のフォローに要する費用は全て受託者が負担するとともに、受託者が責任を持って事業を実施すること。
- ・実施に当たっては、委託者と事前に調整及び協議をしながら進めること。

(6) 交流会の開催

ア 目的

市町村が企業と連携して地域振興事業を行うための相手先を確保する機会を提供すること及び先進事例の紹介や当事業の事業報告によって企業と連携した関係人口創出の取組が県内市町村において横展開されることを目的とする。

イ 企画提案に当たっての要件

(2) に掲げる共通要件のほか下記の要件を満たすこと。

(ア) 提案内容

- ・交流会の会場、内容、参加する企業の想定数、募集方法などを提案すること。

(イ) 必須要件

- ・市町村と、地域貢献や CSR に意欲が高い企業、フリーランスが参加するマッチング交流会を実施する。
- ・交流会は年2回開催し、1回目は当事業開始前のキックオフミーティングを、2回目は事業報告会を兼ねたものとする。
- ・交流会の会場は、原則として企業の参加しやすい都内等の会場とし、おおむね1回あたり50名程度が参加できるものとする。

- ・なお、事業実施段階においては、新型コロナウイルス感染症等の状況により、オンラインで開催する場合がある。
- ・交流会では、有識者の講演や先進事例の紹介・事業報告などを実施し、その後、市町村と企業等が交流できる場を設けること。
- ・交流会を開催するための費用（会場・備品使用料、講師謝金等）は受託者ですべて負担すること。
- ・交流会実施に当たっては、事前に県と十分な協議の上、行うこと。
- ・事業実施に当たって、参加者のけがや器物等の破損に係るイベント保険に加入すること。

（ウ）留意事項

- ・事業実施に当たっては、あらかじめ年間計画を立て、計画的に実施すること。また、受託者は実施期間中責任を持って適切な運用管理を行うこと。
- ・提案内容の企画及び実施、実施後のフォローに要する費用は全て受託者が負担するとともに、受託者が責任を持って事業を実施すること。
- ・実施に当たっては、委託者と事前に調整及び協議をしながら進めること。

5 実施結果報告書

受託者は、委託者へ業務完了報告書を提出するときは、これに併せて事業実施の具体的内容及び成果等について記載した実施結果報告書を作成し提出すること。なお、成果については、数値等できるだけ具体的かつ客観的に示すこと。

6 委託業務実施に当たっての留意事項

（１）第三者への委託

委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（２）委託業務に関して知り得た秘密

委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

（３）個人情報の取扱い

委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。乙が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

（４）委託者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(5) 第三者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(6) 著作権の取扱い

受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。

ただし、受託者の所有する写真又は動画を構成する映像の素材についてはこの限りではないが、委託者が行う移住に関連する事業において使用する場合は、別途協議を行うものとする。

(7) 第三者が権利を有する著作物

納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切の受託者の責任において処理するものとする。

(8) 人物画像の取扱い

本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。

(9) 定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく甲と協議して定めるものとする。